平成２５年（フ）第３９５０号
東京都練馬区桜台５丁目38―８―202
債務者　本間　正光
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９５１号
東京都江戸川区清新町２丁目８―３―707
債務者　長島志津子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９５２号
東京都新宿区新宿１丁目13―３―1403
債務者　中橋　健一
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９５６号
東京都大田区大森東１丁目８―８―203
債務者　鈴木　雄治
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９５８号
東京都足立区新田１丁目14―７―107
債務者　樋口　秀幸
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９６２号
東京都葛飾区新小岩４丁目25―３―303
債務者　副島　　恵（旧姓下川）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９６３号
東京都東久留米市八幡町２丁目11―７―406
債務者　藤井　久雄
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９６４号
東京都新宿区上落合１丁目１―15―1412
債務者　大西　淳平
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９６５号
東京都江戸川区東葛西６丁目６―１―506
債務者　永田　静夫
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９６６号
東京都荒川区南千住７丁目３―４―201
債務者　青山　　博
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９６８号
東京都足立区西新井５―41―１大内病院内、住民票上の住所東京都中野区野方１丁目50―７―201
債務者　長谷川朋巳
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９７０号
埼玉県さいたま市中央区本町西４丁目16―３―308
債務者　境　　冬樹
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９７２号
東京都中央区勝どき２丁目９―16―307
債務者　染田登志子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９７５号
東京都杉並区高円寺南４丁目37―19―206
債務者　伊敷　政英
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３３号
横浜市瀬谷区阿久和西１丁目７番地３　グレイス詩香301
債務者　二田　洋子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１３号
横浜市瀬谷区瀬谷６丁目４番地１　シェーンブルン瀬谷201
債務者　野崎　一博
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部